

施策	56	廃棄物の減量と適正処理	政策	5	人の営みと自然・環境が調和したまちづくり		
施策主管課	環境課	課長名	高田昭一	内線	5240	政策担当部長名	市民協働環境部長 竹前雅夫
施策関係課名	農業課、男女共同参画課						
重点施策	関連計画	21'いいだ環境プラン、環境モデル都市行動計画、飯田市役所地球温暖化防止実行計画、飯田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画、容器包装リサイクル法に基づく第7期分別収集計画					

1 施策の目的

目的	対象	市民、事業所 廃棄物
	意図	ごみを少なくする 適正に処理・リサイクルされる

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	見込み 28年度
住民人口	人	105,691	105,335	104,728	103,947	103,105	102,446	102,000
事業所数 (H24以降は5年ごとの調査予定) (H24経済センサス基礎調査5年毎)	箇所	6,922 6,848	-	-	6,411	-	-	6,400 6,800
総ごみ量(家庭系一般廃棄物+事業系一般廃棄物)	t	28,616	27,977	28,446	28,312	28,078 28,147	27,500	25,978
成果指標 成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標 28年度
ごみの収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄物)	t	23,234	22,578	22,796	22,786	22,230	21,630	20,562
再資源化率(家庭系一般廃棄物)	%	34.5	34.9	34.0	33.8	33.9	32.3	35.2 35.6
桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物)	t	5,382	5,399	5,650	5,526	5,840 5,887	5,870	5,416
不法投棄の発見通報件数(廃棄物重量)	件 (kg)	247 (9,224)	222 (6,976)	234 (9,715)	140 (4,667)	119 (4,158)	119 (3,920)	160 (6,300) (8,500)

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	26年度	目標 28年度
行政	市(国・県) ごみ減量・分別に関する啓発活動 (関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律) それぞれの主体の活動の支援 一般廃棄物を適切に収集処理する。	啓発活動の回数(説明会、広報、FM)(回)	32	16	23	24	45
		支援の回数(資源回収、バザー)(回)	40	37	38	36	40
		一般廃棄物の収集処理量(t)	28,446	28,312	28,078 28,147	27,500	25,978

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	市民(個人)	ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)に努める。 ポイ捨て、不法投棄をしない。(関連法規: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	ごみの収集量(家庭系一般廃棄物) 一斉清掃で収集した缶などの量	・家庭ごみの収集運搬における集積所の管理については、各地区のまちづくり委員会により適正な管理がなされている。しかしながら、分別及びリサイクル意識の低下や分別の誤りなどにより、確実に処理されない事例もあり、課題が残る。
	事業者	ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)に努める。 産業廃棄物を適切に処理する。(関連法規: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物) 飯伊地区における産業廃棄物の排出量。(県産業廃棄物実態調査)	
	地域団体	ごみ減量の啓発や分別指導を推進する。 団体のリユース活動による廃棄物の減量	環境衛生(委員会等)の活動の回数 バザーの開催回数(PTA, 地域団体、女性団体等)	

3 平成26年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価) (2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

計画どおり取り組めた
おおむね計画どおり
あまり取り組めなかった
達成できなかった

進んだ
ある程度進んだ
あまり進まなかった
進まなかった

4 平成26年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・成果指標としている「ごみの収集量 + 直接搬入量(家庭系一般廃棄物)」は減少、「再資源化率(家庭系一般廃棄物)」低下、「桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物)」については、景気回復により、微増の数値となっている。また、不法投棄の発見通報件数は前年と同数だが回収量は年々減少している。資源化率の低下は、ペットボトル、紙の収集量の減によるもので、紙については、全体使用量の減に連動していると考えられる。不法投棄については、山林、道路法面等、草葉の繁茂で人目に付かない場所に頻りに投棄されている傾向の報告がパトロール員からあり、状況の分析ほか、今後の推移を見ながらの対策が必要がある。継続的な取り組みを行い、総ごみ量の減少等から、全体としては「進んだ」と評価した。

【事務事業群テーマ別の評価】

<ごみ減量の啓発>

・まちづくり委員会等や市民団体により、継続的な住民(各家庭)へ3R(リデュース、リユース、リサイクル)の啓発がなされ、家庭系ごみの総量は減少傾向である。
・各地域PTAほかの団体での資源回収も継続して行われ、世代を超えたごみ減量の取組みにつながっている。

<分別収集の啓発>

・資源化率がある程度の率であることは、分別が一定レベルにはなっていると考えられる。ムトス指標活動のうち、環境衛生担当委員の説明会を開催し、委員の知識の習得や普及啓発等が各家庭に浸透し、成果になっている。

<ごみの適正な処理>

・平成26年4月に「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例(ポイ捨て等防止市民条例)」が施行され、各地域での環境美化の取組みがなされた。(ポイ捨て等防止市民条例)の趣旨を反映したさらなる取組みに期待したい。また、環境美化指導員、パトロール員との連携、不法投棄の状況分析により、適正処理及び地域美化に対する意識の浸透を地域にあった方法で組み立てていくことも求められている。

<ごみ減量の啓発>

・まちづくり委員会等と協働する中で、ごみ分別説明会の開催や広報などにより、引き続き啓発に努める。

<分別収集の啓発>

・引き続き啓発活動により、ごみの分別の適正化を図るとともに、使用済小型電子機器やペットボトル、紙の資源回収を行う民間事業者の動向を注視する中で今後のリサイクルの推進体制について研究を進める。

<ごみの適正な処理>

・南信州広域連合による次期ごみ中間処理施設を見据えたごみ分別及び収集等について、市民等多様な主体からの意見を踏まえる中で検討を進める。
・(ポイ捨て等防止市民条例)の運用にあたり、地域が取り組む情報発信や不法投棄防止パトロール、環境美化活動などに対する支援を行い、環境美化に対する住民意識の醸成を図る。

6 平成26年度事務事業 施策系統図

目標 施策5-6

対象

- ①市民、事業者
- ②廃棄物

意図

- ①ごみを少なくする
- ②適正に処理・リサイクルされる

成果指標

ごみの収集量+直接搬入量
(家庭系一般廃棄物)

再資源化率
(家庭系一般廃棄物)

桐林クリーンセンターへの
直接搬入量(事業系廃棄物)

不法投棄の発見通報件数
(廃棄物)

良好な環境の維持

ごみ減量の啓発

分別収集の啓発

ごみの適正な処理

事務事業

ごみ減量推進事業

生ごみ処理機器購入費補助事業

ごみ収集処理事業

リサイクル収集推進事業

家庭生ごみ分別収集推進事業

廃棄物減量啓発事業

容器包装リサイクル事業

不法投棄対策事業

堆肥センター管理運営委託事業

ごみ集積所管理事業 死亡獣畜回収事業

一般廃棄物最終処分場管理事業